

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 42
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。



令和3年度 新型コロナ感染拡大防止

「継続支援」補助金 申請はじまる

11月1日厚労省ホームページにて継続支援補助金の申請方法が発表されました。院内感染拡大防止のため、期間中に支出された経費が対象です。請求先・書式等の内容は以下の通りです。制度の概要についてはNo.40をご覧ください。(過去のFAX情報は協会ホームページに掲載しています。)

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」

【対象経費について】

- これまでの感染防止補助金と異なり、新型コロナの**直接感染防止のため、支出された費用**が対象です。
(例：前回までは通常のテナント家賃も対象でしたが、今回は「感染拡大防止対策のために新たに借りた診療スペースにかかる家賃」であれば対象となります。日常診療に要する衛生材料、消毒薬などは申請可能です。)
- 事業に要する費用が確定(物品であれば納品が完了し、費用が確定)してからの申請です。
概算請求はありません。

【申請方法について】 ※申請は一回のみです。

- 領収書等の証拠書類は提出が省略となるため、交付決定から5年間は保管をお願いします。
- インターネットを利用した**電子申請**です。パソコンほかスマートフォンやタブレットでも申請可能です。
- 電子申請が困難な場合は、コールセンターへ**連絡**してください。その際に郵送などの申請方法についての案内がされます。

【電子申請フォームURL】

- 厚労省 補助金申請フォーム <https://iryo-shien.mhlw.go.jp/>
- 厚労省 当該補助金の説明ページ <https://bit.ly/2Y8zjkY>
- 右のQRコードからも申請ができます。



【申請の流れ】

- ①申請フォームにて、メールアドレスを登録します。(申請アカウント新規作成画面)
登録したアドレス宛に返信メールが届きますので、案内に従って手続きを進めて下さい。
- ②アカウント作成・ログイン後、マイページより申請を行います。内容の入力は1時間以内に行なってください。
- ③基本情報や振込先等を入力後、内容の確認及び申請を行い、申請受付メールが届けば完了です。
補助金の交付が決定した医療機関には「交付決定及び交付額確定通知書」が郵送されます。

【申請期限】

経費の対象となる期間	申請受付期間
令和3年10月1日～同年12月31日までの経費	令和3年11月1日～令和4年1月31日

【問い合わせ先】

- 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター
電話：0120-336-933 (平日 9:30～18:00)